松山市条例制定時の市民意見聴取経過表(平成26年12月市議会提出分)

総務部行政情報課作成

	条 例 名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	務災害補償条例の一 基準を定める政令の	消防団員等に係る損害補償の 基準を定める政令の改正に伴 い, 所要の規定を整備するもの	平成26年 12月議会	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 軽易な内容であるため(実施要綱第3 条第2項第1号に該当)	消防局 総務課 089-
		です。	議案 第127号	パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		926-9229
2	松山市市民交通傷害 保障条例を廃止する条 例	市民交通傷害保障制度を廃止するものです。	平成26年 12月議会	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 実施要綱第3条第1項各号のいずれに も該当しないため	市民 相談課 089-
			議案 第128号	パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		948-6704
3	松山市国民健康保険 条例の一部を改正する 条例 (1) 出産育児一時金の額を39万 円から40. 4万円に引き上げるも のです。 (2) 出産育児一時金の加算額を 3万円から1. 6万円に引き下げ るものです。	平成26年 12月議会	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 軽易な内容であるため(実施要綱第3 条第2項第1号に該当)	国保• 年金課 089-	
		3万円から1.6万円に引き下げ 議案	議案 第129号	パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		948-6360

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表(平成26年12月市議会提出分)

総務部行政情報課作成

	条 例 名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
4	松山市畑寺福祉セン ター条例等の一部を改 正する条例	児童福祉法の改正に伴い, 所要 の規定を整備するものです。	平成26年 12月議会	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 軽易な内容であるため(実施要綱第3 条第2項第1号に該当)	障がい 福祉課 089-
	正りる未列		議案 第130号	パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		948-6353
	松山市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	母子及び寡婦福祉法の改正に 伴い, 所要の規定を整備するも のです。		パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 軽易な内容であるため(実施要綱第3 条第2項第1号に該当)	子育て 支援課 089-
5				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		948-6418
6		道路法施行令の改正に伴い,国 道の占用料に準じて市道の占用 料を適正化するものです。	平成26年 12月議会	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に 該当)	道路 管理課 089- 948-6473
		議案 第132号	パブリック コメント 以外の手続	実施して いません			

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表(平成26年12月市議会提出分)

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
7	松山市自転車等の駐 車対策に関する条例 の一部を改正する条例	JR三津浜駅に自転車等駐車場 を設置するものです。	平成26年 12月議会 議案 第133号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 施設の設置・管理に関する事項である ため(実施要綱第3条第1項第2号括弧 書に該当)	総合 交通課 089- 948-6448
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

【摘要】

- ①この表は、条例の制定過程において、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民のみなさんのご意見を どのように聴いたのか、についてまとめたものです。
- ②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。
- ③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。
- ④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。
- ⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程において、

必要な事項を公表する ⇒市民等の意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要, 意見に対する市の考え方等を公表する, という一連の手続をいいます。